

# 『エトランデュテ』 第6号 目次

## 【巻頭言】

…………… 李成市 1

## 【座談会】

永住権取消事由をきっかけにみる日本の外国人政策・制度

(2025年2月5日実施)

…………… 柳赫秀、鈴木江理子、殷勇基、高谷 幸、栗田佳泰 5

## 【特集】「光復（終戦）80年・国交正常化60周年、今後の日韓関係」

編集者の言葉…………… 柳赫秀 57

敗戦・解放80年、日韓国交正常化60年を迎えた日韓関係の「見取り図」:

関係の構造変容と日韓外交の比較…………… 木宮正史 74

国際システムの構造変化と日韓関係

—日韓修交60年をどう読み解くか—…………… 李元徳 100

ナショナルな政治から脱却し、新たな60年へ：厳しい国際環境と

両国市民の「免疫力」が作る日韓の未来…………… 箱田哲也 137

国交樹立60年、韓日和解はどこまで進み、どこで躓いているか

—「和解学」を手がかりに—…………… 南基正 161

## [特別寄稿]

主権免除の壁を突破した日本軍「慰安婦」被害者たち…………… 山本晴太 192

在日の現状と未来：国籍問題をめぐって…………… 柳赫秀 238

## 【研究論文】

選択的夫婦別姓訴訟の判断枠組に関する考察

—韓国「父姓主義」をめぐる憲法裁判例を参考にして—

…………… 牧野力也 261

## 【書評】

佐々木てる編著『複数国籍 日本の社会・制度的課題と世界の動向』

(明石書店、2022年、290頁)…………… 竹内大樹 296

佐藤成基『国民とは誰のことか—ドイツ近現代における国籍法の

形成と展開』…………… 高希麗 301

## 【新法令紹介】

「在外同胞基本法」の意義…………… 高希麗 307

「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び  
技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法  
律第60号）」による永住者に対する新たな在留資格取消事由の創設

…………… 丸山由紀 318

## 【在日本法律家協会】

会 則

執筆要領

1号・2号・3号・4号・5号 目次

編集委員会

編集後記

国交樹立 60 年、韓日和解はどこまで進み、  
どこで躓いているか  
—「和解学」を手がかりに—

南基正\*

目次

- I. はじめに
- II. 「和解学」とは？
  - 1. 「和解学」の定義
  - 2. 「和解学」の主張と方法
- III. 「和解学」への評価—『和解学』への韓国側からの問い
  - 1. 「ワカイガク」の誕生
  - 2. 韓日対話のツールとしての「ワカイガク」
- IV. 「和睦＝講和」の方法としての『和解学』
  - 1. 改めて、質問と主張
  - 2. 韓国現代史における「和解」
  - 3. 朴裕河の問題提起と「和解論争」
- V. 韓日講和の問題としての和解
  - 1. 改めて、認識と事実
  - 2. 日清競争の中の韓日戦争
  - 3. 日露競争のなかの韓日戦争
  - 4. 韓国独立闘争という名の韓日戦争
- VI. 結び—「和睦」から始まる「和解」

---

\* ソウル大学日本研究所教授

## I. はじめに

韓日和解はどこまで進んでいるか。この論考はこの問いに応えようとする試みである。しかしこの問いは、暗黙に二つのことを前提としているように思われる。その一つは、いつの段階か和解はすでに開始されていることである。そして第二の前提は、国交樹立 60 年を迎えても韓日和解はいまだ完成されていないということである。すなわち韓日和解は既に開始され、未だ完成されていないプロセスなのである。

ここで最初の問いへの返答は「和解とは何か」という問いに答えることから始める必要に立たされる。この問いに対して学問的知識の体系、すなわち学知的体系で答えようとする試みが「和解学」である。この論考は韓日和解の開始と展開、成果と課題について「和解学」を手がかりに探ってみようとする試みである。

その時、問題になるのが「韓日関係において、和解とは何か」という問いである。すなわち、韓国と日本の間の和解は、特別な二国間関係における和解として想定されているのか、それとも普遍的なものとして存在しうるのか。質問自体が暗黙に含蓄している了解事項は、韓日関係での和解が歴史上特異な事例であるということである。では、次には、そうした事例をこれまでの学知で体系付けられた「和解学」で捉えることが可能か、という問いに直面させられる。

2025 年の今年丁度、1945 年に韓国が植民地から解放されて 80 年、民族的対立と葛藤の直接的原因になった国土分断から 80 年、1965 年に韓日両国が国交を樹立してから 60 年を迎え、「和解とは何か」について考える格好の条件が整う年であった。こうした事情

を背景に、7月14日から17日まで、国際和解学会の第6回世界大会がソウルで開催された<sup>1</sup>。筆者の所属するソウル大学日本研究所は事務局として、この大会を企画、準備した。筆者はその執行委員長として大会運営に関わった。筆者は「開会の辞」で大会を韓国のソウルで開催することの意義を次のように述べた。植民地支配と戦争と国家暴力という三重の暴力を経験した韓国は「和解研究の宝庫」であるが、同時に「和解学の不毛地」でもあった。韓国の経験を「国際和解学」に活かすこと、韓国の経験に根ざした「韓国の和解学」を体系的に立てていくことの必要性和意義はあまりにも大きい。2025年に韓国のソウルで国際和解学会を開催することで、韓国はようやく「和解学」への挑戦を始めることになったのである。

この論考では、その経験を基に「和解」をめぐる韓日対話を通じて韓日和解の現状を把握し、課題を導出してみたい。特に、15日に上記研究所の企画で開催された特別会議が重要である。その第1セッションで筆者は早稲田大学の浅野豊美教授と「和解をめぐる対話」を試みた。以下、本論はその時の報告を骨格にしたものである。

## II. 「和解学」とは？

### 1. 「和解学」の定義

では、「和解学 (Reconciliation Studies)」とは何か。そこから始めようと思う。

---

1 国際和解学会のホームページ参照、<https://www.iars-world.de/>; <https://www.iars2025seoul.org/>

上記の特別会議で私の対談相手であった浅野豊美教授は、早稲田大学に和解学研究グループ（以下、早稲田グループ）を立ち上げ、これまでに既に大きな実績を残している。特に全6巻構成の『和解学叢書』は和解学関係のこれまでの研究成果として世界最大規模・最高レベルの成果であり、東アジアにおいては最初の成果である<sup>2</sup>。大変な仕事であったと想像する。まずこうした実績について深く敬意を表したい。その第1巻は『和解学の試み—記憶・感情・価値』と題して、和解学への導きとなっている。本論考では韓日和解を語るにおいて、これを手がかりにした。まず、その定義を参考にしたい。

全体として『和解学叢書』は、浅野豊美・梅森直之・劉傑・波多野澄雄・外村大・土屋礼子共著の「刊行に寄せて」のなかで、「和解学」を次のように定義している。すなわち、早稲田グループが提唱しているところの「和解学」とは「東アジアにおける固有の経験に内在しつつ、現在の世界各地の紛争に接近しようとするもの」であるという。その意味で、「和解学」は「東アジア発の紛争解決学である」としている<sup>3</sup>。

注目しているのは、東アジアにおける紛争が、異なる「記憶」の断層によって構想された「国民」相互の感情的対立としてあらわれ

- 
- 2 早稲田大学研究グループが提唱する「和解学」は次を参照。https://reconciliation.w.waseda.jp/。他に、イエーナ大学和解研究センター（Jena Center for Reconciliation Studies）が国際和解学の一翼を担っている。またジョージメーソン大学のジミーとロザリン・カーターによる平和と紛争解決学部（Jimmy and Rosalynn Carter School for Peace and Conflict Resolution）は紛争解決研究と和解学の境界で両者が重複する形の研究と教育を展開している。それぞれ次を参照。https://www.jcrs.uni-jena.de/；https://carterschool.gmu.edu/
- 3 以下、浅野豊美・梅森直之・劉傑・波多野澄雄・外村大・土屋礼子「『和解学叢書』刊行に寄せて」、浅野豊美編『和解学の試み—記憶・感情・価値（和解学叢書1=原理・方法）』明石書店、2021年、3-5頁。

ている、という点である<sup>4</sup>。さらに、「和解学」の提唱は、単一の規範により調停することが一神教的な伝統をもたない東アジアでは容易ではない、という点を考慮している。

そして、「和解学」は、東アジアにおいて戦争と植民地支配が不可分の関係にあったため、その和解の構想の過程で、植民地責任の問題が避けては通れない課題として常に議論の中心にありつづけたことを重視している。この点は、本論考の主張と関連し、もっとも重要な部分として強調しておきたい。また、和解学は、和解の重層的構想の基礎として寄与する事を目指す、実践的学問である。

## 2. 「和解学」の主張と方法

早稲田グループが提唱する「和解学」=『和解学』の特徴は、「東アジアという歴史空間」を意識しているところにある<sup>5</sup>。その特徴は、東アジアが植民地支配を経験しながらも、欧米と並ぶ経済発展と民主化を達成した地域という点を評価したことによって生まれた。早稲田グループの「和解学」で注目すべきもう一つの特徴は、和解と記憶の問題に大きな関心を払っているという点である。特に『和解学』は、記憶の喪失と記憶の神聖化の対照を意識している。例えば、(大日本)帝国の成立、変質、解体と(東アジア)冷戦の開始、展開という「歴史」の流れの延長線上に、日本社会内部にお

---

4 浅野豊美教授が「和解学」を提唱するにおいて日韓の和解を大きく意識していることは明らかであるが、2018年の韓国・大法院判決後における日韓関係の悪化を背景に「和解学」を提唱する立場から書かれた次の論文においても、最も強調されているのは「記憶の断絶」の問題であった。浅野豊美「日韓における内外政治構造の共振と対話の土台—和解学の観点から」、『エトランデュテ』3号、2020年、173-199頁。

5 以下、括弧付きの「和解学」は一般名称としての和解学を指し、二重括弧付きの『和解学』は早稲田グループの「和解学」を意味する用語として使い分ける。

ける「植民地支配の記憶の喪失」と、周辺アジア諸国における国民統合の核としての「抵抗の記憶の神聖化」という対照的な現象がもたらされたことを強調している<sup>6</sup>。

『和解学』が採択する方法の一つに、欧米発の紛争解決学が東アジアに引き直される時に生ずる意味変容を検討するというものがある<sup>7</sup>。特に、こんにちの東アジアにおいて、過去の戦争と植民地化の記憶が呼び出され、それが紛争を惹起し続けている現状があるが、梅森直之は「方法としての和解学」を採用し『和解学』がこの現状を東アジアに生じた歴史の変容の帰結として注目すべきであると主張している。なお、過去の記憶が現在の紛争を惹起するためには、大規模な直接的軍事衝突は生ずるに至っていないことが必要であったとして、この平和こそが、逆説的に、東アジアにおける戦争と植民地の記憶を保存する条件となっているとも主張している。

その上で梅森直之は、アーレントの議論を和解に適用して和解の新しい分類法を提案しているが、それは「制作としての和解」と「行為としての和解」という分類法である。粗雑な単純化の危険があることを覚悟の上、簡単に言えば、法的賠償の確定という結果を目指す和解と共同体の存在を経験する過程としての和解の分類であると言える。その上、梅森は、既存の和解学の中心をなしてきた「制作としての和解」という発想に対し、とりわけ東アジアにおける歴史認識論争を通じて顕在化した「行為としての和解」という次元を接合していくことが和解学の課題であると主張している。

---

6 浅野豊美「はしがき」、前掲書（2021）、10-12頁。

7 梅森直之「方法としての和解学」、前掲書（2021）、30-63頁。

### Ⅲ. 「和解学」への評価 — 『和解学』への韓国側からの問い

#### 1. 「ワカイガク」の誕生

以上、早稲田グループの提唱する「和解学」について、その定義と主張、採択された方法について検討した。早稲田グループは、「和解学」を提唱するにあたって、明らかにヨーロッパの歴史と地政学を背景に生まれてきた「和解学」との違いを意識している。これは、「レコンシリエーション・スタディーズ (reconciliation studies)」と区別し「ワカイガク (Wakai-gaku)」と呼ばれるべき学問の誕生を知らせるような内容であった。

以上を踏まえ、早稲田グループが唱える「和解学」を「ワカイガク」と捉え直し、そこへの疑問をいくつか提起してみたいと思う。もちろん、この疑問は反対や異見の提起ではなく、「ワカイガク」が到達した地点を確認し、韓国の立場から韓日和解を題材にした和解学の確立を自らの課題として受け入れ、「ワカイガク」との対話を試みたいとの思いから出てくるものである。韓国の歴史的経験を基にした和解学を確立することができれば、それを「ファヘハク (和解学の韓国語読み、화해학, Hwahae-hak)」と呼ぶことができよう。すなわち、以下の問題提起は、「ワカイガク」と「ファヘハク」の対話を通じて「グローバル和解学」としての「レコンシリエーション・スタディーズ」の構築に寄与したい思いからのものである<sup>8</sup>。

---

8 韓国において国際和解学会グループの和解学を紹介し、宗教和解学の可能性を模索した試みとしてチャ・ソングンの研究がある。また、韓国において「和解学」の手法を取り入れ、日本と韓国の持続可能な和解と共生に向けた手がかりを模索

さて、ここで「ファヘハク」の難しさについて触れておきたい。以下の事実は「和解学の宝庫」である韓国が「和解学の不毛地」になってきた理由にもなる。韓国において「和解」は非常に厳しい響きをもつ言葉である。政治的に汚染された言葉として、忌避されることもある。和解の難しさ、あるいはその不可能性のためである。特に、加害責任を曖昧にしたまま和解を急ぐことへの警戒がつよく、この場合、和解は否定的な響きを放ち、受け入れてはならないものとして扱われる。そこで和解の不可能性を認める必要が主張されたりする。その結果、和解はシニシズムに囚われてしまう。しかし、それでもまた和解は試みられる、または、和解が求められる。それは何故か。『和解学叢書』を開いた直後にその答えに出会ったのは一種の感動であった。『和解学叢書』第1巻の最初の文章はこのように始まる。すなわち、「東アジアにおいて紛争解決は和解という形を取る。そしてこれは人類の普遍の営みである」という洞察である<sup>9</sup>。なるほど、和解は衣食住並みの、人類の普遍の営みなのである。

人間は生きていく限り誰かと争い、そして誰かと和する。和しては争い、また和する。それは人間の本質的かつ普遍的な永劫の営みなのである。しかし、同書は「和解への反対も含めて考察する倫理的な次元」<sup>10</sup>に立つことを「ワカイガク」に求めている。その倫理的な次元を徹底すれば、紛争未解決の状態が永続することも想定されなければならない。では、「ワカイガク」は紛争未解決という状

---

した試みとしてキム・ヨングンの研究がある。차선근, 「화해학의 등장과 종교화해학의 가능성」, 『대순사상논총』, 53집, 2025, 1-47頁; 김영근, 「日本と韓国における和解・共生学: 起源と持続可能性」, 『일본학보』 133집, 2022, 41-57頁。

9 『和解学叢書』刊行に寄せて、前掲書(2021)、5頁。

10 『和解学叢書』刊行に寄せて、前掲書(2021)、5-6頁。

態のなかで何ができるのか。先述のように、紛争未解決状態の永続化による和解の不可能性は「ファヘハク」の立場から特に強烈に出てくる主張である。「ワカイガク」は和解に反対する「倫理的な次元」を設定することで「ファヘハク」との対話の通路を設けている。これによって韓日間において和解学は対話可能なツールとなり得る。一方、「ファヘハク」には、和解の不可欠性を受容する「倫理的な次元」に立つことで、「ワカイガク」との対話のもう一つの通路を設けることが求められているように思われる。和解の不可能性と和解の不可欠性という矛盾を受け入れることで韓日和解は双方向通行になりうる。

## 2. 韓日対話のツールとしての「ワカイガク」

以上を前提に、韓日和解に携わってきた韓国人研究者として湧いてくるいくつかの疑問を投げかけてみたい。第一の疑問は、東アジアにおける一神教的な伝統の有無が「記憶」と「感情」の関係に与える影響の問題と関連する。すなわち、東アジアにおいて一神教的な伝統をもたないことは、むしろ「記憶」と「感情」の相対化を可能にする前提ではないか。反対に世俗的ではあるが普遍の価値を求める儒学の伝統をもつ同文共同体の東アジアにおいて、紛争は「認識」の断層による「解釈」の対立として現れることはないか。すなわち、和解とは「記憶と感情」の問題よりは「認識と解釈」の問題ではないか。東アジアにおける和解の難しさは、「認識と解釈」の問題を「記憶と感情」の問題にすり替えたためではないか、疑問である。

第二の疑問は、「ワカイガク」が戦争と区別し植民地支配の問題を強調する点と関連する。東アジアにおいて植民地支配の問題が和

解の中心テーマであると主張することには異論がない。しかし植民地責任の問題が議論の中心にありつづける過程で、むしろアジアにおける戦争の問題は周辺化されてしまったのではないか。そして、それはアジアにおける植民地支配責任と欧米諸国との戦争責任という二分法を生み出し、慎蒼宇の指摘する「(日本近現代史における)朝鮮植民地戦争の不在」を許したのではないか。東アジアにおいての戦争と植民地支配の問題の中に、150年前の江華島事件で始まり、1894年の韓日戦争、1904年の韓日戦争、1907年の義兵戦争、1910年の韓国併合に抵抗した独立戦争と続く、朝鮮・韓国と日本の間の「戦闘状態」という歴史層を復元することが必要ではないか。これについては、後半で持論を展開してみようとする。

第三に、「ワカイガク」は東アジアという空間を想定する理由として、この地域の国々において和解に影響を与えた「植民地支配、経済発展、民主化」という共通の経験を挙げている。しかしこうした認識の枠組みにオリエンタリズム的要素があること、すなわち欧米的発想の歴史像で東アジアを認識していることを意識する必要がある。特に、経済発展や民主主義の程度で国家を並べる「非一東アジア性」を警戒し「東アジアという歴史空間」を再構築することが求められるのではないか。また、こうした認識の枠組みを採用した場合、植民地支配を受けた地域で経済発展と民主化が見られたという主張に流れていき、結果的に「植民地近代化論」を肯定する危険性も孕んでいるように思われる。

第四に、「ワカイガク」が試みた和解の分類による具体的課題導出の問題がある。「ワカイガク」では「制作としての和解」より「行為としての和解」に強調点がついているように思われる。しかし韓日間の和解が抱えている問題は、「行為としての和解」に後押しされた形で「制作としての和解」が「相当に」高い水準まで進

んでいるにもかかわらず、未だ「制作としての和解」が完結しない状況のもとで、「制作としての和解」が「行為としての和解」を萎縮させている現状である。従って、「とりあえず」今、必要なことは、「制作としての和解」を可視化することではないか。たとえば、それは「ダルマの目入れ」のような「行為」で可能なことではないか。

第五に、「記憶の喪失」と「記憶の神聖化」の媒介関数として「戦争と平和」の問題である。一つは、韓日戦争（朝鮮植民地戦争）の記憶と未完の平和の問題である。すなわち「民族としての朝鮮人」が「集団的行動の主体」として「日本との戦闘状態」に入っていた「事実」が埋もれてきたこと、そのことによって、韓日和解は「戦争と平和」の問題でなく「支配と被支配」の問題として語られてきたことへの疑問である。したがって、上記の「事実」を「植民地支配の記憶の喪失」と「抵抗の記憶の神聖化」の間に復元することが求められるのではないか。もう一つは、南北戦争（朝鮮戦争）の記憶と停戦状態の問題である。紛争解決学の東アジア的基礎を考える上で、「植民地支配、経済発展、民主化」よりも決定的な要素は、この地域に敷かれていた東アジア停戦体制というものである。朝鮮戦争後、この地域において大規模な直接的軍事衝突こそなかったが、停戦という形の戦争を続けているという現実、この地域の人々の生活と観念に深く影響を及ぼしている。それは、それ以前の「過去事」をめぐる対立を増幅し複雑化した。従って、韓日和解を考える上でも、朝鮮戦争後に東アジアで続いた「平和」の中身を再検討すべきではないか。

## IV. 「和睦＝講和」の方法としての「和解学」

### 1. 改めて、質問と主張

以上を踏まえ、韓日和解問題に携わってきた韓国の研究者として、改めて次のような質問を提起したい。すなわち「ワカイガク」が提唱するように、和解に重層的構造があり、国家・政府間和解と、国民・市民間の和解を分けて考える必要があるとするなら、国家・政府間和解は60年前の国交正常化で成し遂げられ、国民・市民間の和解も、最近の国民意識調査から明らかなように、進んでいるにもかかわらず、韓日関係において和解が依然として未完の課題として存在する根本的な理由は何か。すなわち、和解はどこで躓いているのか。

その理由を、忘れられたもう一つの和解の問題から探してみる。解放後、韓国・朝鮮人の考えていた日本との和解は、「戦闘の終了＝仲直り＝講和」であった。このことを大韓民国政府樹立後の時点で、韓国では「和睦」という言葉で認識していた。しかし1965年の国交正常化までの韓日交渉は「和睦」を葬っていく過程であった。問題は「和睦なしの国交正常化」であり、その間で揺れ動く韓国人の「対日感情」が韓日不和解の根源として残った。

国交正常化のための韓日交渉の最初の予備会談で、梁裕燦・韓国首席代表は日本側に「和睦しましょう＝Let us bury the hatchet!」と呼びかけた。しかし日本側は「和睦とはなにか」と対応したのである<sup>11</sup>。会談に臨む梁代表の発言にその意図が読み取れる。梁代表が読み上げた英文の冒頭の言葉は李承晩大統領が自ら作成したとさ

11 「한일회담 예비회담 (1951.10.20-12.4) 본회의 회의록」, 1-10차, 1951.10.20-12.4.

れる。そこには連合国と共に対日戦争を遂行したとの自負があった。それは朝鮮日報の社説でも確認されるように国民一般の意識であった。「日本の独立が国際社会の新しい関係において『和解と信頼』を信条として自己の位置を確定することを必要とするときに、まずその地理的・歴史的条件において亜細亜の諸民族との『和解と信頼』を恢復できない以上、日本の独立は至極寂しく自身の孤立を発見するしかないことを日本自身がむしろ良く知っているだろう」<sup>12</sup>社説に登場する「和解と信頼」という言葉は、サンフランシスコ平和条約の基本精神を表す言葉であった。

親日派官僚を登用したとして非難される李承晩大統領ではあるが、彼自身は大韓民国臨時政府要人出身であり、大韓民国政府樹立において臨時政府の精神を継承することを当然のことと考えていた。こうした認識は李承晩大統領自身の演説に出てくる次のような発言に現れている。すなわち「日人らが彼らの過ちを悟り謝罪するまでは、彼らが武器をとれば我々も武器をとり、和解を要請するときは和解で応じ、我々の国権を守らなければならない」という認識である<sup>13</sup>ここに出てくる和解が「bury the hatchet」であり、その翻訳語として使われた言葉が「和睦」であった。韓国人にとって日本との和解は「仲直り」、すなわち戦争を終結する講和であった。

この「和睦」の呼びかけには、韓国人が対日戦争をおこなってきたとの認識が背景にある。しかに日本側はこの事実を無視した。このズレは最後まで解消できず、これが韓日基本条約第二条において韓日葛藤の芽として植えられたのである。

---

12 「韓日會談再會機運、日本の深甚한反省을 促함」『조선일보（朝鮮日報）』1952.7.18.

13 「日の再侵野心은 断固히 粉碎, 時期보야 統一成就」『조선일보（朝鮮日報）』1960.3.5.

## 2. 韓国現代史における「和解」

この呼びかけ以来、韓日和解は国交正常化と同義語になったが、従って韓日国交正常化とは、韓国にとって自然に、講和条約をもって成立するものであると認識されていたのである。それは次の記事にも現れている。

国交調整前に処している韓日外交は、その歴史的縁由から見て基本的精神は和解的態度でこれを貫くべきであり、(中略)日本当局も対韓和解を真心で所願(中略)しようとするなら、率直かつ真実な考えとその表現が今夏の會談中に遺憾無く出てくるべきである<sup>14</sup>。

そして、講和としての和解が遠のいた1965年、いよいよ日韓国交正常化を控えた時点では、安易な和解を警戒する論調が目立っていた。例えば、国交正常化交渉の最終段階を迎え、3.1運動の意義を再確認する朝鮮日報の社説である。社説は「踏み躪られた者が先に寛容な和解を請うということは、個人の場合においても国家の場合においても、結局は屈辱であり、対等な国家利益の追求にはならない」と、安易な妥協にならないよう警告している<sup>15</sup>。しかし1965年6月22日に基本条約は締結され、調印を伝える新聞は、「これをもって一応、半世紀に亘る仇讐関係を清算する政府対政府の和解は完全に成し遂げられた」ものと見做していた<sup>16</sup>。

それでもその和解に宿題が残っているという認識も示されていた。東亜日報は、基本条約調印を受け、「不俱戴天の日本、その政

---

14 「誠実과 道義를 期待、韓日會談再會決定을 보고」『조선일보(朝鮮日報)』1953.4.9.

15 『조선일보(朝鮮日報)』1965.2.28.

16 『조선일보(朝鮮日報)』1965.6.23.

府と韓国政府が調印で持ってまずは手を繋いだが、真に二つの国民もその政府のように過去の不幸を清算して手を繋いで和解しく友好と善隣>が玄界灘を行き来するようになるだろうか」と疑問を投げかけ、真の和解は将来の課題として残っていると受け止めているのである<sup>17</sup>。

その後、和解という言葉がまた登場するのは、1970年代に入り、米中和解とともにであった。国交正常化を目標にした米中間の動きを意味するものであった。そして脱冷戦の1990年代に入ると、和解とは東西和解という言葉に表れているように冷戦克服の動きをとらえる言葉として使われた。朝鮮半島における脱冷戦の動きは南北和解という言葉で表現された。例えば、1990年5月24日、明仁天皇による「痛惜の念」発言で注目された盧泰禹大統領訪日の際、海部首相との共同声明に盛り込まれた「和解」という言葉は、日韓間ではなく、南北間の課題として認識されていた。すなわち、両首脳は北朝鮮を開放に導き、朝鮮半島に「新しい和解」を進展させるために努力すると合意していた<sup>18</sup>。

韓日の間で和解が再び主題語として登場するのは1995年になってからである。その年の4月にソウルと東京で「解放50年、敗戦50年—和解と未来のために」をテーマに、韓日の知識人たちによるシンポジウムが開催された。過去を清算することを礎とし、共生共栄の未来に進むことが謳われた<sup>19</sup>。これが3年後の1998年に発表される金大中・小渕恵三共同声明に盛り込まれる「過去直視、未来志向」という原則の原型になったのである。

---

17 『동아일보 (東亜日報)』1965.6.25.

18 『매일경제 (毎日経済)』1990.5.25.

19 シンポジウムは韓国クリスチャンアカデミーと日本の岩波書店が共催し、東亜日報が後援していた。『東亜日報』1995.4.9.

### 3. 朴裕河の問題提起と「和解論争」

韓国社会において再度、韓日関係において「和解」が問題の核心に浮上してくるのは、朴裕河の『和解のために』をめぐる論争を通じてであった。国交正常化 40 年目の年である 2005 年に韓国で出版され 2006 年には日本でも翻訳出版された著作である。日本の右翼と韓国の進歩陣営（特に挺対協）を同時に批判しながら、それまで運動の中心部に入っていなかった新しい声を紹介し、これに応えることで日本軍「慰安婦」問題の解決に向けて新しい活路を見出そうという提案であった<sup>20</sup>。

朴裕河が『和解のために』の試みは成功しなかったと総括し、慰安婦問題だけを本格的に考察したのが『帝国の慰安婦』であった。そしてその両者のもっとも大きな差異は、「慰安婦問題をこれまでのように『戦争』に付随する問題ではなく、『帝国』の問題として考えたこと」であった。朴裕河による定義において「帝国」とは「普段は可視化されない欲望—強者主義的なく支配欲望>」であった<sup>21</sup>。『帝国の慰安婦』を叙述する時点にきて、慰安婦問題解決を要求する韓国側の態度に向けた朴裕河の批判はさらに強くなっていた。『帝国の慰安婦』において挺対協など問題解決を迫る韓国の運動団体は、両国の相互理解のため隠れて努力してきた人々の信頼の塔を突き崩す敵対と対立の言葉を放ち、葛藤を助長する団体として

---

20 박유하, 『화해를 위해서: 교과서 위안부 야스쿠니 독도』, 뿌리와이파리, 2005. (朴裕河『和解のために—教科書・慰安婦・靖国・独島』平凡社、2006年)。박유하, 『제국의 위안부: 식민지시대와 기억의 투쟁』, 뿌리와이파리, 2015, 315-320頁を参照。

21 朴裕河『帝国の慰安婦—植民地支配と記憶の戦い』朝日新聞出版、2014年、9-11頁。

描かれていた<sup>22</sup>。さらに、朴裕河は同著で韓国の問題解決要求というのは「道徳的に優位」という正当性に寄り添い、日本に対する「道徳的傲慢」を楽しんでおり、そのような道徳的志向性が日本の屈服自体を目指す「支配欲望のねじれた形」になって現れたと主張した<sup>23</sup>。

『帝国の慰安婦』の和解論に対する反駁は強烈であった。挺対協の運動を擁護する人たちは、『帝国の慰安婦』の主張を「被害者を無視した和解論」と批判した。また『帝国の慰安婦』を日本人、特に日本のリベラルが歓迎したことへの批判も台頭した。特に鄭栄桓は『忘却のための<和解>—「帝国の慰安婦」と日本の責任』の中で、日本軍「慰安婦」問題への安易な解決を要求する日本と韓国の「知的頹落」を反省する機会を提供したいと、本の出版に込めた思いを語った<sup>24</sup>。『帝国の慰安婦』をめぐる論争は朴裕河への刑事告訴という事態にまで発展していった。筆者は、同著の主張に頷けない部分があり、鄭栄桓の批判に一理あると認めながらも、刑事告訴には反対する立場をとってきた。

しかし筆者の読後感として朴裕河の主張に違和感が残っていたのは、韓日不和の問題を「史実」から「認識」の問題にすり替えたところにあった。『帝国の慰安婦』の方法として、朴は歴史をめぐる社会現象と言説に関するメタ歴史の方法を採択したと書いた。「私の関心は所謂ファクト・事実そのものより、そのような事実—「歴史」と「対面する方式」にあった」と語っている<sup>25</sup>。

---

22 박유하, 前掲書 (韓国出版本, 2015)、8-9 頁。

23 朴裕河, 前掲書 (日本語出版本, 2016 年)、299 頁。

24 정영환, 『누구를 위한 화해인가: <제국의 위안부>의 번역사성』, 푸른역사, 2016, 12 頁 (鄭栄桓 『忘却のための「和解」—『帝国の慰安婦』と日本の責任』世織書房, 2016 年)

25 박유하, 『「제국의 위안부」, 법정에서 1460일』, 뿌리와이파리, 2018, 26 頁。

## V. 韓日講和の問題としての和解

### 1. 改めて、認識と事実

しかし問題は、「認識の共有」ではなく「事実の確定」である。就中、近代韓日関係の最大の歴史的結節点を構成する「史実」を認めるか否かの問題である。例えば、江華島事件というのは日本が軍事力を動員して挑発したことに朝鮮が応戦したものである。朝日戦争の開始である。1894年の日清戦争や1904年の日露戦争は、朝鮮半島の拠点への日本軍の不法占拠から始まり、これへの朝鮮及び大韓帝国の応酬で開始した。二つの戦争は、韓日戦争の様相を併せ持つ。この事実への認定如何の違いが、第二次世界大戦後に国際社会に復帰した韓日両国の最初の出会いで象徴的に現れ、それが1965年の関係正常化でも解消されず、今日まで継がれている。これが韓日不和解の根源である。これが日韓基本条約第二条問題である。

これらの戦争は、植民地を獲得しようとする側とこれに対抗する側が当事者となって行った「植民地戦争」である。しかし「植民地戦争」という概念は、日本史において「不在」する。日本近現代史において戦争を語る時、それは「主権国家間の戦争」である。しかし朝鮮における「植民地戦争」は江華島事件と語られる「永宗島での戦闘」を緒戦とし、甲午農民戦争以後の広範な「戦時・準戦時」行動の継続という現状をいう。それは非対称の戦争であり、支配する側ではなく抵抗する側の視点から見えてくる概念である。植民地においては戦争と平時は未分離状態である。永原陽子がいうように、「植民地責任を国家間問題に回収することはできない。」<sup>26</sup>とす

26 永原陽子『「植民地責任」論脱植民地化の比較史』青木書店、2009年。

れば帝国と植民地の間に存在したさまざまな主体に目を向けるべきである。植民地戦争においては、国家ではない戦争の主体がありえるのである。

韓日の最初の近代的遭遇がまさにこの現実である。日本の文書には江華島事件を「朝鮮側の突如の砲撃に対する防衛戦争」と記録しているが、日本側が陸戦隊を無断で上陸させ、民家を破壊し、朝鮮兵士 35 人を殺害した事実は消されている。これが 1875 年 9 月 19 日から 21 日の間に起こった事件に対する最初の改竄である。日清戦争も、7 月 25 日の日本の清に対する先制攻撃の二日前の 7 月 23 日、日本の朝鮮に対する軍事攻撃から始まる戦争である。8 月からは東学農民軍の再蜂起が開始され、日清戦争は朝日甲午戦争の様相を帯びていた。日露戦争は、大韓帝国の戦時局外中立宣言を無視し、2 月 8 日、韓国臨時派遣隊が仁川に上陸、ソウルを軍事占領したことから始まる。やはり、問題は「認識の共有」ではなく「事実の確定」である。

鈴木淳は 2002 年に出版された『日本の歴史』（講談社）において、「日本側の海軍指揮官の記録」により事件を再構成し、それまでの公式の歴史叙述が朝鮮の不法に対する日本側の行動の正当性を主張するための作為であることを指摘している。それまで江華島事件は、「日本艦雲揚は飲み水を求めて接岸しようとしたところ突然砲撃を加えられたので、自衛のために反撃した」ということになっていた。実際には一方的な日本側の軍事行動であったものを、薪水給与をせず砲撃した朝鮮の不法として国際社会に示すための作為であった<sup>27</sup>。この事実を認めるか否かによって、韓日の間で試みられるべき和解は違ってくるのである。

---

27 鈴木淳『日本の歴史』20、2002 年、講談社、126-132 頁。

日露戦争の結果、大韓帝国は外交主権を失い、保護国化の道に入ったが、それは同時に「国民戦争」の開始でもあった。それはカイロ宣言を経て、光復に至るまで間欠的に続いた。この「国民戦争」の実感が「和睦」の呼びかけの背景にあった。以下、改めて史実に沿って韓日戦争の歴史を再構築してみよう。

## 2. 日清競争の中の韓日戦争

世界史で日清戦争として記録された「あの戦争」は韓日戦争として勃発した。陸奥宗光は『蹇蹇録』で日清戦争が「世界に於いて日本を東洋の優等國と認識するに至りたること」になったが、「其近因は清韓兩國の政府が此東學黨の叛亂に對する内治外交の道を誤りたるに存せずむばあらず他日若し日清兩國の間に於ける當時の外交歴史を草するものあらば必ず其開卷第一に先ず東學黨の亂なる一章を置かざるを得ざるべし」と書いている<sup>28</sup>。その上、「7月23日午前の來電には朝鮮政府は竟に我要求に對し甚だ不満足なる回答を爲したり因て已むを得ず断然王宮を圍むの強手處分を施したりと云ひ又同日午後の來電には日韓兩兵の争鬪は凡そ十五分間にして終了し今は總て静謐に歸したり」と書いた<sup>29</sup>。

当時、ソウル領事であった内田定槌の意見書は、1894年6月26日の時点ですでに日清開戦を前提に、その目的は朝鮮を保護国にする条約を締結することであり、清との戦争はそのための妨害を除去するために最も必要なことであると主張している。朝鮮政府に改革を迫ったのはその口実であった。いわゆる軍事力での圧迫と同時に加えられた政治的圧迫であった。

---

28 陸奥宗光『蹇蹇録』岩波書店、1941年、14頁。

29 陸奥宗光、前掲書（1941）、110-111頁。

韓国の歴史研究家、チョウ・ジェゴンは、日本軍による王宮占領は7月23日午前0時30分、「計画通り実行すること」との大島公使からの電報を受けて始まったという事実を、ソウルに駐在していた外国人たちの記録と朝鮮側の『甲午實記』を根拠に主張した。これらによれば、「最初の交戦はハシゴで王宮の堀を越えた日本軍と朝鮮の守備隊の間で始まったことは明らかであり、王宮の中から朝鮮の守備兵が王宮の外にいる日本軍を向けて打ち始めたのではない。」チョウは、仮令朝鮮兵による発砲で戦闘が開始されたとしても、これは至極当然の正当防衛であるとも主張している<sup>30</sup>。それは朝鮮と日本との間での戦闘の勃発であった。チョウによれば、23日の1日だけでも、宮城の内外で三度、北岳山で二度など、五度の戦闘があり、地方では東学農民軍が、早くも7月24日と25日に蜂起に突入していた<sup>31</sup>。

1894年7月の日本軍の行動は、条約上の国際法的不法性と現行犯的侵略行動という二重の意味で、明らかに朝鮮に対する侵略戦争であった。特に、日本は兵力の覇権と王宮占領という行動を天津条約や済物浦条約で正当化したが、それは一方的な解釈による者で、条項を厳密に適用すれば日本軍の行動は国際法違反に値するものであった。その後の行動は、王宮を占領し何の根拠もなく国王を捕らえ、地方各地で朝鮮の兵營を武力により無断で占領し、これに抵抗する義兵や東学軍を殺戮するなど、明らかな侵略行為であった<sup>32</sup>。和田春樹も指摘しているが、日清戦争において、日本軍が仁川に上陸しソウルの郊外を占領した行動は「完全な侵略」であり、これは

---

30 조재곤, 『조선인들의 청일전쟁: 전쟁과 휴머니즘』, 푸른역사, 2024, 51-66頁。

31 조재곤, 前掲書 (2024), 66頁, 112頁。

32 황태연, 『갑오왜란과 아관망명』, 청계, 2017a, 83頁。

日清戦争における最初の軍事行動であった<sup>33</sup>。

1894年から1895年までの朝鮮と日本との間の戦争で「戦死」は3万人余りと記録されている。主に甲午農民戦争での死者である。農民軍でない犠牲者は25万人余りに達していた<sup>34</sup>。

### 3. 日露競争のなかの韓日戦争

信夫淳平の『小村外交史』は日露戦争について、日露の開戦を「露国の極東に対する侵略的行動に対して、米英の東亜市場確保の要求に後援された我が国が、大陸侵出のために国の興廃を賭して戦った」ものとして描いている。そしてその開戦の様子を「二月六日、我が連合艦隊佐世保を発し、その第四戦隊は九日仁川沖で露艦二隻を撃破し、翌十日宣戦の詔勅が煥発され露帝もまた同日をもって宣戦した」と書いている<sup>35</sup>。これが日本で一般的な認識となっている。

日本では、たとえば『坂の上の雲』を著して国民作家と呼ばれる司馬遼太郎の影響もあり、日露戦争を栄光の歴史と語る傾向がある。しかし、これこそが韓日和解の最大の障害である。ここでも問題になるのは、「認識（の齟齬）」ではなく「史実（の隠蔽）」である。在日歴史家の金文子は「日露戦争を遂行した日本政府と軍首脳部が作ったフィクションを看破できなかった、あるいはあえて放置した後世の歴史家たちの責任」を指摘し、「日本の国益のために嘘をつき記録を改竄し、改竄した情報を海外の新聞の載せ、それを日

---

33 和田春樹『金日成と満州抗日戦争』平凡社、1992年。

34 황태연, 『갑진왜란과 국민전쟁』, 청계, 2017b, 20頁。

35 外務省編著・信夫淳平原著『満州問題・日露戦争・終戦講和—小村外交と国際政局、1901-1905』書肆心水、2023年、136頁。

本にもってきて世論操作に利用。日本に不利なこと、特に韓国で何をしたのか、公刊の戦史から消去した」と痛烈に批判した<sup>36</sup>。

金文子も和田の研究に依拠しているが、最初の問題提起は和田春樹によるものであった。日露戦争における最初の武力行使は連合艦隊の佐世保出港の前に実行された、第3艦隊による韓国の鎮海湾と電信局占領であった。この事実を受け、和田春樹は鎮海湾の占領と馬山の電信局の制圧は日露戦争と呼ばれる戦争の最初の軍事行動であり、韓国の主権と領土に対する侵略行為だったと批判している。そして「この事実は、これまでの戦史ではほぼ完全に無視されてきた」と指摘した<sup>37</sup>。和田春樹と金文子による問題提起は、今でも日本では無視されている。

日本の韓国侵略で始まった朝鮮戦争は韓国全土の強制占領に続き、これと同時に独立を回復しようとする大韓帝国の独立戦争を触発した。1945年まで韓国と日本帝国は戦争中であったといえる<sup>38</sup>。1904年の戦争は、日本の再侵略に対抗した国軍と民軍（義兵）の連合軍、すなわち「大韓独立義軍」との正式名称を持つ「国・民軍」が、併合に至るまで5年間展開した「国民戦争」の開始であった<sup>39</sup>。

---

36 김문자, 『러일전쟁과 대한제국』, 그물, 2022, 5頁。

37 和田春樹『日露戦争一起源と開戦（下）』岩波書店、2010年、302頁；김문자, 前掲書（2022）, 298-353頁。

38 최덕규, 「해제」, 와다 하루키, 『러일전쟁과 대한제국』, 제이앤씨, 2011, 85頁。

39 황태연, 前掲書（2017b）。

#### 4. 韓国独立闘争という名の韓日戦争

日本は1907年7月24日、第三次日韓協約（丁未七勅約）を強制し、ついには内政までも掌握した。そして直ちに韓国軍隊を解散した。しかし解散を実行した8月1日から直ちに韓国軍の抵抗が始まった。解散を受け入れず武装して抵抗する韓国軍は朝鮮駐屯日本軍と市街戦を展開した。西小門での戦闘が特に熾烈であった。こうした事態の展開を黄台淵は「国民戦争」と位置付けた。日本側の資料によれば、この時の日本軍の戦死者は4名、負傷者が21名、韓国軍の戦死者68名、負傷者100名、捕虜516名と把握している。日本側でもこの戦闘での日本軍の死亡者を「戦死」と処理している。

1907年8月から1911年6月までの4年間、韓国国民軍が戦った戦闘回数は2852回、国民軍の兵力は総勢14万1815名に達していた。その間戦死した国民軍の総数は、1万7840名に達した<sup>40</sup>。特に1910年、朝鮮内において展開した義兵による戦闘は120回、参加義兵の数は1,832人に上った。1911年は41回の戦闘に271人、1912年は5回の戦闘に23人、1913年は3回の戦闘に40人と、その数は、1911年から急減するが、ほとんどの義兵が満州やロシアの沿海州に闘争の拠点に移したことによる<sup>41</sup>。

海外独立運動基地建設の動きは乙巳勅約の直後から始まった。この中で西間島に建設された新興講習所が武装独立闘争の中心になっていった。新興講習所は1911年陰暦で5月に吉林省に設立され、

---

40 황태연, 前掲書 (2017b), 244-245, 331-333 頁。

41 박찬승, 「한국독립운동사: 해방과 건국을 향한 투쟁」, 『역사비평사』, 2014, 40 頁。

韓国人一般には新興武官学校と知られるようになった<sup>42</sup>。

1919年、3.1万歳運動も地域によっては武装闘争の様相を見せていた。日本の官憲が振るう暴力への正当防衛であったが、ところによっては示威に参加した民衆が組織的な武装隊になり、憲兵駐在所などを襲撃する事態に発展していた。日本側の記録によれば、3月1日から5月20日まで、警察官所87ヶ所、憲兵隊72ヶ所、郡や面の役所77ヶ所など、278ヶ所の官公署が破壊されたり焼かれたりしていた。日本官憲の弾圧も過酷であったが、示威隊の反撃も相当なものであったことを物語っている。3.1万歳運動は、部分的には3.1武装闘争として展開し、日本（総督府）の官憲と朝鮮の組織された民衆は準戦時状態にあったのである。日本側の資料によれば、1919年3月から1年間、死者の数は300-600人、負傷者は800-1,900人、牢獄に入れられた人が8,000-9,000人に達した<sup>43</sup>。獄死した人を合わせると3.1闘争の中で犠牲になった朝鮮人の数はもっと増えるだろう。

臨時政府がとった最初の措置も軍事方針であった。1920年1月13日、國務院布告第1号は、独立戦争に参加することを目標にロシアと満州の同胞たちに、軍隊養成と組織に立ち上がることを促す内容であった。そして大韓民国臨時軍制を採択し、軍の組織を作っていた。そして義勇団という国内侵攻のための部隊も創設し、1920年4月には実際にソウルや平壤に派遣し国内組織を作ろうとしたが国内に浸透した義勇団員のほとんどは日本の警察に検挙され義勇団組織は瓦解してしまった<sup>44</sup>。

---

42 서중석, 『신흥무관학교와 망명자들』, 역사비평사, 2025, 121-132頁。

43 박찬승, 前掲書 (2014), 99-100頁。

44 박찬승, 前掲書 (2014), 139-140頁。

朝鮮と隣接した西間島と北間島では1919年の3.1運動と臨時政府の創設に刺激され、急速に韓人社会の武装化が進み、50余の武装部隊が達していた。そして翌年の1920年からは国内侵攻作戦を開始し、1920年に1651件、1921年に602件、1922年に397件、1923年に454件、これらの部隊による国内進攻作戦が確認されている。これらの作戦に動員された独立軍兵士の数は、それぞれ、4643人、3148人、2127人、2797人などであった<sup>45</sup>。また満州にまで追いかけてきた日本軍との戦闘もあった。1920年6月の鳳梧洞戦闘と青山里戦闘は日本軍を撃退した戦闘として国内の闘士たちを勇気づかせたことで有名である。

また「満州事変」以来、満州地域では中国共産党が率いる武装闘争が盛んになるが、多くの韓人がこれに参加していた。1935年国共内戦を中止し、第二次国共合作が成立すると、満州の韓人たちは東北抗日聯軍の一員として対日戦争に参加した。東北対日聯軍の第1軍第6司のリーダーが金日成だった。また1936年には、前年のコミンテルン第7次大会で反ファシズム統一戦線の結成を促す決定が出たことに従い、祖国光復会が創設された。祖国光復会の活動家たちは国内に浸透し朝鮮民族解放同盟を組織した。1937年6月には朝満国境地帯の普天堡で、満州の金日成部隊と国内の祖国光復会の秘密組織が連携して作戦を展開し存在感を示していた<sup>46</sup>。

大韓民国臨時政府の武装組織は長い流浪の時期を終え重慶に拠点を構えた1940年に至って漸く実行された。その年の9月に光復軍が創建されたのである。光復軍部隊員の募集と支部組織の主な舞台は中国華北地方であった。そして1941年12月7日、日本の真珠湾

---

45 박찬승, 前掲書 (2014)。

46 박찬승, 前掲書 (2014), 298-302 頁。さらに詳しくは和田春樹、前掲書 (1992) 参照。

攻撃で日米が開戦すると、臨時政府は三日後の12月10日に金九主席と趙素昂外務部長の連名で「大韓民国臨時政府対日宣戦声明書」を公表した。声明書は第一条で「韓国の全体人民は現在すでに半侵略戦線に参加しており、一個戦闘単位として枢軸国に対して宣戦を布告する」とし、第二条において「1910年の併合条約および一切の不平等条約が無効であることを改めて宣布する」とした。この宣戦布告に従い光復軍は中国の国民党政府やミャンマー戦線でイギリス軍と共に活動しながら、米国戦略諜報局（OSS）の支援の下、国内進攻計画を立てて行動に移す日をまっていた。臨時政府は連合国の承認を得ることはできなかったが、カイロ宣言の中に「朝鮮の解放」が明示されたのはこうした実績を背景にしたことであった。そして上記の計画は日本のポツダム宣言受諾でついに実行に移すことはできなかったが、臨時政府の要人たちは対日戦争の一役を担っていたという意識のもとで解放を迎えたのである<sup>47</sup>。

日本側も満州での朝鮮人部隊との戦いを戦争と認識していた。例えば1940年3月25日、金日成部隊が和龍県警防大隊前田中隊と遭遇し、前田中隊を全滅させる戦果を上げているが、日本側が戦死者を称えるために建てた顕忠碑にそのような認識が現れている。碑文はこの戦闘で犠牲になった隊員たちについて「前田中隊長以下 000 名（不明）は壮烈なる戦死を遂げ（以下略）」と書かれており、戦死者として扱っているのである<sup>48</sup>。朝鮮人たちは、朝鮮半島を含む東北アジアの至る地域で、さまざまな形で日本を相手に戦争を繰り返していた。そして日本の方から見てもこれは戦争であったのである。

---

47 박찬승, 前掲書 (2014), 370 頁; 황태연, 前掲書 (2017b)。

48 和田春樹, 前掲書 (1992), 270-274 頁。

## VI. 結び—「和睦」から始まる「和解」

さて、この韓日戦争の歴史とその事実への認識はいかに消されていったのか。今振り返って残念に思われるのは、村山談話である。韓日国交樹立30年目の年に発表された1995年の村山談話は「戦争終了＝和睦」プロセスの実質的開始となるべきであった。しかし談話には「侵略戦争と植民地支配」の二分法が採択され、むしろ「和睦」の課題は再度葬られた結果となった。過去を清算し和解することが植民地支配の責任問題に「縮小」されるようになったのは、逆説的にも1995年村山談話の意図しなかった結果であった。談話の中で最も重要な部分は「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与え」たとして「痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明」したところである。

アジアの近隣諸国への侵略と植民地支配への反省と謝罪を表明したもものとして重視されている部分である。そのことは当然高く評価されている。しかし、ここには戦前における日本の行動に対する反省に三つの区分けが無意識的に存在していることが反映されている。それはすなわち、第二次世界大戦、中国大陸への侵略、植民地支配の三つのレベルである。8月15日という日付は連合国の出したポツダム宣言を受け入れた日であるので、この日を期して発表された談話で使われる「戦争」という言葉は、第二次世界大戦である。冒頭の「先の大戦」も第二次世界大戦を指す言葉である。植民地支配と侵略は、その戦争への道を歩む過程で採られた誤った国策であった。植民地支配を誤った国策として認めたのは歴史意識の進展

であったと言える。

しかし、ここに植民地支配と侵略の二分法が生まれるきっかけが潜んでいた。すなわち、台湾と朝鮮への植民地支配と中国大陆と東南アジアへの侵略の二重構造である。このことは朝鮮・韓国とは戦ったことがないという認識を強化した。その後、韓日和解とは「植民地遺産の克服」であり、日本軍「慰安婦」、強制動員被害者など植民地支配による被害への法的賠償や、こうした問題についての教科書記述、すなわち歴史認識をめぐる問題になっていった。その過程で、韓日和解の問題は支配者と被支配者の間の垂直的な関係で語られるようになり、その裏で、侵略するものと抵抗するもの同士の水平的な関係で韓日和解の問題を認識することは難しくなっていた<sup>49</sup>。

ところが、逆説的に、村山談話に反対する側は「戦争と植民地支配」の未分離を意識していたように思われる。日本側においてこのような反発が組織する中、1998年の日韓共同宣言は「植民地支配の責任」に集中してこの反発の乗り越えようとしたものと理解することができる。そのことにより、「和睦」の課題が三度葬られた。

そして、日本において植民支配の責任を否定する動きの組織化は、むしろ「武力による強制」を根拠に植民支配の不法無効を主張する声を強化した。その声を部分的に受容したのが、2010年の菅直

---

49 浅野豊美は、近代以来、日本の国民的記憶の中心に「文明」や「豊かさ」、「平等」があったのに対し、韓国の国民的記憶の中心にある価値が民族としての「自主」と「自由」、「独立」があったと対比させ、これが「記憶の断絶」の原因であると分析している〔浅野豊美、前掲論文（2020）、178-180頁〕。しかし、韓国の国民的記憶の中心にも、日本のそれと同等の価値が刻み込まれており、特に「平等」への追求は日本よりも強かったといえる。日韓が「平等」という価値を共有していたことを相互に認めるとき、初めて日韓は水平的な関係で対面し、和解への道を歩み始めることになるのではないか。

人内閣総理談話である。菅直人談話は、韓国からの「和睦」の呼びかけに対する、日本側の最初の反応でもある。それは「政治的・軍事的背景の下」、韓国人の意に反して植民地支配が行われたことを認めたとこに現れている。その意味で菅直人談話は、韓国と日本が戦時・準戦時状態にあったことを前提にしている。日本の保守・右翼はこれを認めることができなかった。菅直人談話発表から5年後の2015年、安倍晋三首相は「戦後70年談話」でこれに上書きをし、その核心部分を消してしまった。安倍談話のなかで日露戦争での勝利を自負するところは、まさに日本近代史における朝鮮植民地戦争の「不在」を反映している。

従って予想されることは、日本で安倍談話が存在する限り、韓国側からの「和睦」の呼びかけもさらに強くなっていくだろう、ということである。そしてそれは韓日不和解の現状をさらに深めていくことと予想される。その不幸を避けるため、まずは菅直人談話の基本精神に戻ることが望まれる。菅直人談話の歴史認識を最低の認識として韓日が共有すること、「ダルマの目入れ」で「和睦」のスタートラインに立つことができる。

2025年、韓日国交正常化60年目の年に、「行為としての和解」の動きが再開された。1月20日、東京の衆議院第二議員会館で、和田春樹・東京大学名誉教授、岡本厚・元『世界』編集長など、日本の知識人や市民社会の関係者たちが、声明を発表した。そこには「両国間には依然として植民地支配に根ざす深刻な問題が未解決のままに残っている」として、「日韓条約の条文解釈を統一しよう」と提案した<sup>50</sup>。

---

50 『한겨레 (ハンギョレ)』 2025.1.20.

韓日和解と平和プラットフォームなど両国の市民団体がこれに呼応した。2025年6月20日、発表した宣言には、韓国 YMCA 全国連盟、正義記憶連帯など韓国の400の市民団体、2280名の市民が連名した。日本からは日本基督教会協議会など45の団体と235名の市民が連名した<sup>51</sup>。日本でも同日、声明が発表されたが、ここでも基本条約2条問題を提起している。諸条約と協定が「不法無効」であることを韓日両国が認め、確認すべきだというのが明白な結論であった。2025年、韓日国交正常化60年の年に両国の市民社会から発せられる声は「ダルマの目入れ」を「制作としての和解」として完成することを促す「行為としての和解」の要求である。

具体的には、韓日基本条約第2条問題の解決である。日本の人々が解決を決断したとき、日本国憲法前文に表明された「平和を維持し、専制と隷従、壓迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ」という日本国民の希望は現実となるだろう。

---

51 『연합뉴스 (聯合ニュース)』 2025.6.20.